市民防災の日だより

平成23年度版
6月号

発　行
「市民防災の日」鶴見区推進委員会
鶴 見 消 防 署
発行協力
鶴 見 火 災 予 防 協 会

毎月 15 日は「市民防災の日」です。
家庭・地域・職場での防災実践活動を行いましょう

津波対策訓練が実施されました！

平成 23 年5月 11 日(水)を中心に、横浜市内の湾岸や河川周辺の小・中・高等学校において、大規模な地震と大津波を想定した避難訓練が実施されました。
鶴見区内では 18 箇所の学校が訓練を行い、東日本大震災の教訓のもと、迅速・的確な避難方法や安全な避難場所の確認、連絡体制の確立など、先生と児童・生徒が一丸となり訓練に取り組んでいました。

お出かけ防災教室を開催しました！

平成 23 年5月 31 日(火) 横浜市立市場小学校において、４年生の生徒を対象とした「お出かけ防災教室」が開催されました。
消火器を用いた消火訓練や煙体験・消防車両の見学など、普段は出来ない体験の連続に、生徒の皆さんのみならず教員の皆さんも熱心に耳を傾けて授業に臨んでいました。

設置されましたか？
住宅用火災警報器

平成 23 年6月１日をもって、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置後、安心して警報器を使用していただくために、定期的に警報器の点検を実施しましょう。

火災警報器が鳴ったらどうするの！？

- **火災の場合**
  火元を確認、可能であれば消火器等で初期消火を行うとともに、119 番通報や避難を行います。

- **火災でない場合**(調理中の蒸気・煙で鳴ることがあります。)
  「警報停止ボタン」または「引きひも」で警報音を止め、室内の換気を行います。

※ 警報音以外に、短い間隔で音が鳴った場合は、電池切れや故障の場合があります。
※ 電池交換や機器の交換を行ってください。お買い上げの販売店、メーカー等にご相談ください。

取扱説明書をご確認の上、点検やお手入れを行ってください。

・以下の場合には作動テストを行ってください。
※「引きひも」または「警報停止(テスト)ボタン」で行います。

①初めて取り付けたとき
②清掃等のお手入れを行ったとき
③電池交換を行ったとき
④取り付け場所を変更したとき
⑤故障・電池切れが疑われるとき
⑥3日以上、留守にしたとき

※異常がある場合は、お買い上げの販売店またはメーカーのお客様相談室等に相談してください。

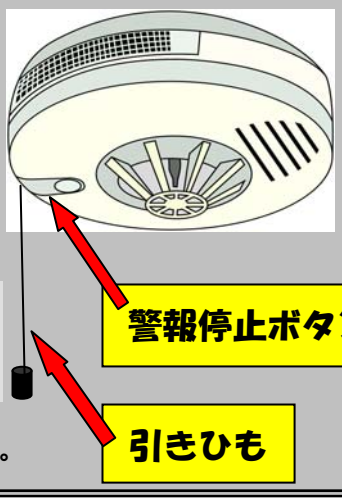

※注意：転倒や落下などの危険が伴いますので、安全に作業を行ってください。

悪質な訪問販売にご注意を！！

横浜市消防局・消防署では、警報器の訪問販売を行うことはありません。悪質な訪問販売には、十分ご注意ください。

安全・安心ステーション
鶴見消防署
予防課予防係045-503-0119(代)